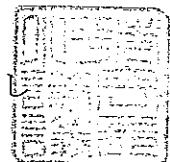


平議発第68号
令和3年9月14日

小平市長 小林洋子殿

小平市議会議長 松岡あつ



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和3年9月29日までにお願いいたします。

別記様式第1号（第2条関係）

令和3年9月14日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

会派名 市議会公明党

会派代表者名 虹川 浩

質問者名 津本 裕子

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への小平市の情報提供の対応について

2 質問の理由及び趣旨

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する生活支援強化に向け、厚生労働省は9月6日付で、都道府県に対して、支援実施に必要な自宅療養者の個人情報（氏名・住所など）を市町村に提供することを促す通知を発出しました。

保健所は、政令市、中核市、特別区などは各自治体が設置しているが、その他の市町村は都道府県が管轄しています。

通知では、市町村が自宅療養者に食料品や生活必需品の提供などの生活支援を行うために必要な個人情報の提供について「一般的には、人の生命または身体保護のため、緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられる」との見解を表明。各都道府県で市町村への個人情報の提供を進めるため、「個人情報保護条例に定める個人情報の利用および提供制限の例外規定の適用の検討をお願いいたします」と明記されたことから、本市の対応について以下質問します。

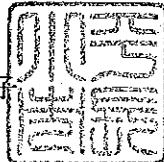
- ① 東京都からの自宅療養者の情報につきその活用方法、事務移管、業務移管等は示されているか。
- ② 補助金、交付金等の予算措置はされているか。
- ③ 市としての具体的な支援施策はあるか。
- ④ 現在の市の相談支援内容との差異は何で、今後強化されたものになるか。
- ⑤ 相談支援には専門的知識を有した人材が必須と考えるが人員増は可能か。
- ⑥ 相談支援体制強化のための予算措置が必要と考えるが見解は。



平健健収第129号
令和3年9月29日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

小平市長 小林洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による津本裕子議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

1 東京都からの新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」といいます。）の個人情報の提供は、東京都の事務や業務を市町村に移管するために行われるものではないことから、東京都から活用方法、事務移管、業務移管について示されているものはございません。

東京都からは、先般、当面の間は、東京都個人情報の保護に関する条例（以下「都条例」といいます。）第10条第2項第2号の規定により目的外提供として必要最低限の範囲で情報を提供すると伺っております。その後、東京都と市町村との間で協定を締結し、東京都情報公開・個人情報保護審議会の審議などの手続を経て、都条例第5条に規定する保有個人情報取扱事務として目的内での情報提供を行うことを目指していると伺っております。

なお、現時点では、東京都から市町村への情報提供は、感染者の方の同意を得て行うものではないと伺っております。

2 感染者の個人情報の提供に関しての補助金、交付金等の予算措置がある旨の話は伺っておりませんが、現在行っている市の食料品等の支援には、東京都の区市町村との共同による感染症拡大防止対策推進事業補助金が活用できる旨を伺っております。

3 現在、市は緊急の支援として、自宅療養者等に対して食料品等の配付を行っておりますが、東京都から提供される個人情報は感染者の方の同意を得て提供されるものではないため、現在、市が行っている支援に利用できるかどうかは現時点では不明でございます。

なお、多摩小平保健所圏域の5市及び多摩小平保健所との話し合いの中で、個人情報の提供に関し、考え方を統一して対応していくこととしております。

4 多摩小平保健所が行っている感染者等の方に対する相談等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疫学調査、療養調整、健康観察等、医療的な要素が強い事項が主になるものであるのに対し、市が行っている自宅療養者支援の申

辻受付時に感染者等の方に伺うのは、療養開始直後の生活上の事項が主になるものと捉えており、保健所と市の役割分担につきましては、個人情報の提供の有無によって変更ないと認識しております。

5 疫学調査、療養調整、健康観察等、医療的な要素の強い内容の相談等を市で受け付けると、保健所か市のいずれに問い合わせるべきか不明確となり、かえって感染者の方やその御家族を混乱させてしまう恐れがございます。また、小平市医師会からも市が医療的な要素の強い相談を受けることは難しいのではないかとのお話をいただいております。

したがいまして、現時点では、医療的な要素の強い内容の相談等を受け付けることを前提とする、専門的知見や知識を有した人材を確保しての相談支援の強化、拡充及び人員の増は難しいと考えております。

市は、現在、実施している保健師が困りごとなどをお聞きして、必要な支援につなげる対応について、さらなる周知を行うとともに、不安を抱えている市民の皆様に寄り添った対応に努めてまいります。

6 新型コロナウイルス感染症に係る医療的な要素の強い内容の相談・支援窓口の強化、拡充は難しいことから、現時点では予算措置を行うことは想定しておりません。

今後、その他の内容の相談・支援窓口の強化、拡充が必要な場合は、予算措置を検討してまいります。